児童福祉施設の設備及び運営に関する基準及び一時保護施設の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府令

（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正）

第一条　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した号を加える。

改正後	改正前
（職員） **第二十一条**　［略］ ２　家庭支援専門相談員は、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［３～７　略］ （乳児院の長の資格等） **第二十二条の二**　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ［一・二　略］ 二の二　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）第五条の二の八に規定するこども家庭ソーシャルワーカー（以下「こども家庭ソーシャルワーカー」という。）の資格を有する者 ［三・四　略］ ２　［略］ （母子生活支援施設の長の資格等） **第二十七条の二**　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ［一・二　略］ 二の二　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 ［三・四　略］ ２　［略］ （母子支援員の資格） **第二十八条**　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～四　略］ 四の二　こども家庭ソーシャルワーカーの資格を有する者 五　［略］ （職員） **第四十二条**　［略］ ２　家庭支援専門相談員は、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［３～７　略］	（職員） **第二十一条**　［同上］ ２　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、乳児院において乳幼児の養育に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［３～７　同上］ （乳児院の長の資格等） **第二十二条の二**　乳児院の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う乳児院の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、乳児院を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［三・四　同上］ ２　［同上］ （母子生活支援施設の長の資格等） **第二十七条の二**　母子生活支援施設の長は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、こども家庭庁長官が指定する者が行う母子生活支援施設の運営に関し必要な知識を習得させるための研修を受けた者であつて、人格が高潔で識見が高く、母子生活支援施設を適切に運営する能力を有するものでなければならない。 ［一・二　同上］ ［号を加える。］ ［三・四　同上］ ２　［同上］ （母子支援員の資格） **第二十八条**　母子支援員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［一～四　同上］ ［号を加える。］ 五　［同上］ （職員） **第四十二条**　［同上］ ２　家庭支援専門相談員は、社会福祉士若しくは精神保健福祉士の資格を有する者、児童養護施設において児童の指導に五年以上従事した者又は法第十三条第三項各号のいずれかに該当する者でなければならない。 ［３～７　同上］